

大網白里市男女共同参画計画

～男女がともに認め合い、支え合い、

個性と能力を発揮できる社会の実現を目指そう～



平成28年3月

大網白里市

はじめに

国では、男女共同参画社会基本法にある「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」を緊要な課題と捉え、その実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けています。

このような中、本市においては、関係機関と連携を図りながら男女共同参画施策に関する情報提供や啓発活動の推進に努めてまいりましたが、性別による役割分担意識や、それに基づく社会慣行が依然として存在していることがうかがえ、男女共同参画に対する意識の定着が十分でないと考えられます。

そこで、男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進を図るため、ここに「大網白里市男女共同参画計画」を策定いたしました。

さらに本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)に基づくDV防止基本計画及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)に基づく推進計画としても位置付けています。

男女共同参画社会の実現は、誰もがいきいきと暮らせる地域社会を創造することであり、市民の皆様、企業、事業者、地域の各種団体、行政が一体となり取り組むことが重要です。本計画の推進にあたっては、皆様方には、一層のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたり、ご審議いただきました「大網白里市男女共同参画審議会」の委員の皆様や、貴重なご意見等をお寄せいただきました市民の皆様に厚く御礼申し上げます。

平成28年3月

大網白里市長 金坂昌典

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨6
- 2 計画の位置づけ6
- 3 計画の期間6
- 4 基本理念7
- 5 基本目標7

第2章 計画の内容

- 1 施策の体系10
- 2 施策の内容

基本目標Ⅰ 男女共同参画を推進する環境づくり

- (1) 男女共同参画への意識啓発11
- (2) 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進13
- (3) 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進15

基本目標Ⅱ 家庭からはじまる男女共同参画への意識づくり

- (1) 男女がともに支え合う家事・育児・介護等の支援17

基本目標Ⅲ 男女がともに個性と能力を發揮できる職場・労働環境づくり

- (1) 男女がともに能力を生かせる職場づくりの促進20
- (2) 仕事と家事・育児・介護等の両立の推進22

基本目標Ⅳ 男女がともに安心して暮らせる地域づくり

- (1) 地域における男女共同参画の促進と地域環境の整備28
- (2) 防災における男女共同参画の推進30
- (3) 男女共同参画の視点に立った健康支援31

基本目標Ⅴ あらゆる暴力の根絶と人権の尊重

- (1) DV（ドメスティック・バイオレンス）防止と被害者支援 ...32
- (2) セクシャル・ハラスメント等のあらゆる暴力や性犯罪の防止 ..36

第3章 計画の推進

- 1 推進体制の充実40
- 2 国・県等関係機関との連携40

参考資料

大網白里市男女共同参画計画策定経過	42
大網白里市男女共同参画審議会条例	43
大網白里市男女共同参画審議会委員名簿	44
大網白里市男女共同参画計画検討委員会設置要綱	45
男女共同参画社会基本法	46
雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律	50
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	55
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	64

第1章

計画の基本的な考え方



第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

平成11年に男女共同参画社会基本法が制定され、大網白里市では、男女共同参画に関する情報提供や啓発活動を行ってきましたが、少子・高齢化の進展、家族形態やライフスタイルの多様化、不安定な経済状況など市民生活を取り巻く環境は変化しており、新たに対応していかなければならない課題が生じています。

こうした社会情勢のなか、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別等にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が重要になっています。

こうした現状を踏まえ、大網白里市では男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「大網白里市男女共同参画計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

- (1) この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく市町村計画であり、大網白里市における男女共同参画社会の形成を促進するための基本となる計画です。
- (2) この計画は、国及び千葉県の男女共同参画に関する計画を勘案し、大網白里市総合計画との整合性を図りながら、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に促進していくための計画です。
- (3) この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)第2条の3第3項に基づく配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画としても位置付けます。
- (4) この計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)第6条第2項に基づく、女性の職業生活における活躍に関する施策についての市町村推進計画としても位置付けます(該当部分は、「基本目標Ⅲ(1)男女がともに能力を生かせる職場づくりの促進」)。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの計画とします。

この計画は、今後の社会情勢の変化や本計画の進捗状況等、必要に応じて見直しを行うものとしてします。

4 基本理念

男女共同参画社会基本法は、「男女の人権の尊重」、「社会における制度又は慣行についての配慮」、「政策等の立案及び決定への共同参画」、「家庭生活における活動と他の活動の両立」、「国際的協調」を基本理念としており、この基本理念を前提としつつ、本計画では、「**男女がともに認め合い、支え合い、個性と能力を発揮できる社会の実現を目指そう**」を基本理念とします。

5 基本目標

この計画では、次の5つの基本目標を設定し、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいきます。

- 基本目標Ⅰ 男女共同参画を推進する環境づくり
- 基本目標Ⅱ 家庭からはじまる男女共同参画への意識づくり
- 基本目標Ⅲ 男女がともに個性と能力を発揮できる職場・労働環境づくり
- 基本目標Ⅳ 男女がともに安心して暮らせる地域づくり
- 基本目標Ⅴ あらゆる暴力の根絶と人権の尊重

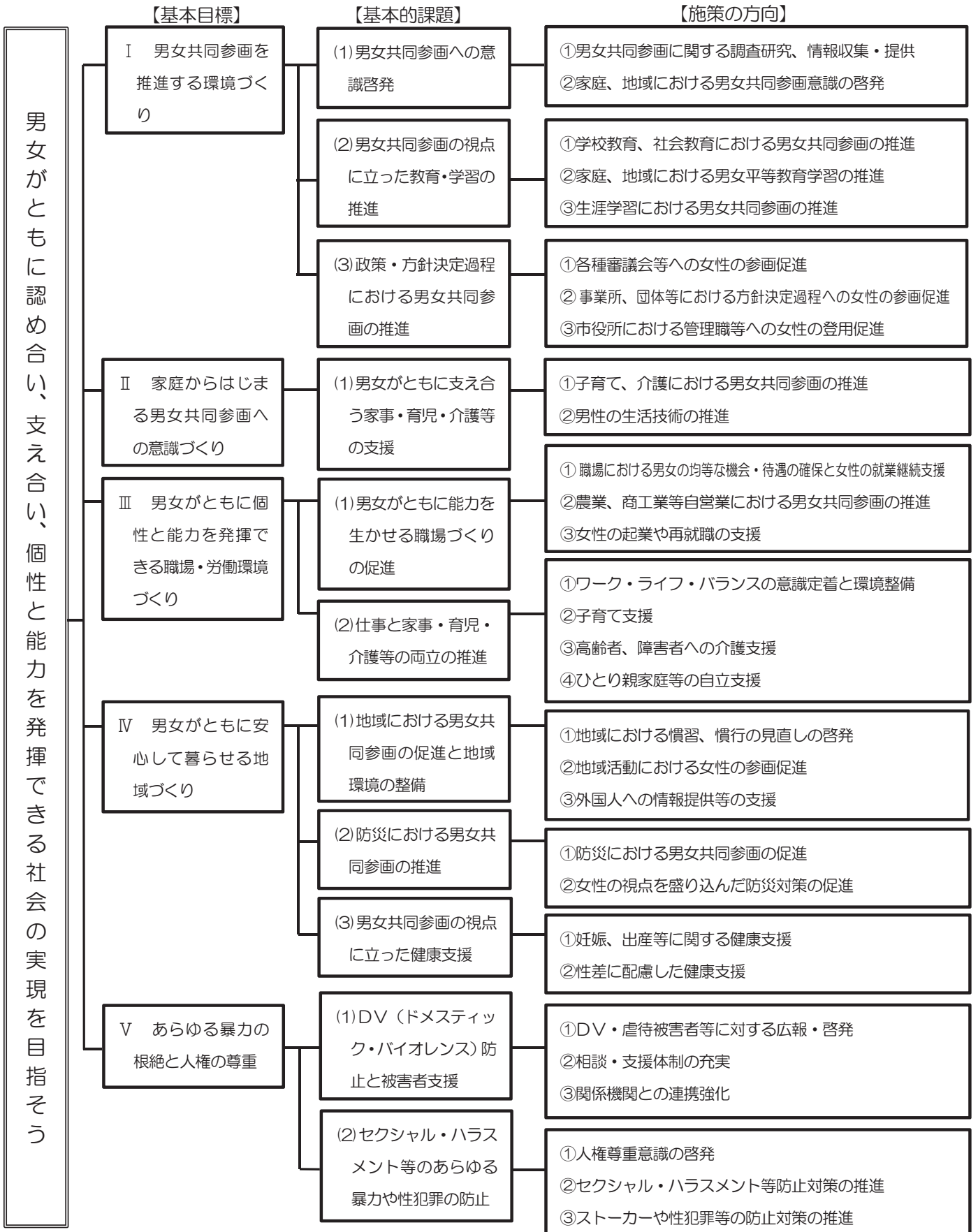
※この計画で、「性別等」には男女の性別だけではなく、「性の多様性」も含みます。
「性の多様性」とは、性には性的指向性（好きになる対象）や性自認（主観的性別）に代表される多様なあり方があるという意味です。

第2章 計画の内容



第2章 計画の内容

1 施策の体系



2 施策の内容

基本目標Ⅰ 男女共同参画を推進する環境づくり

(1) 男女共同参画への意識啓発

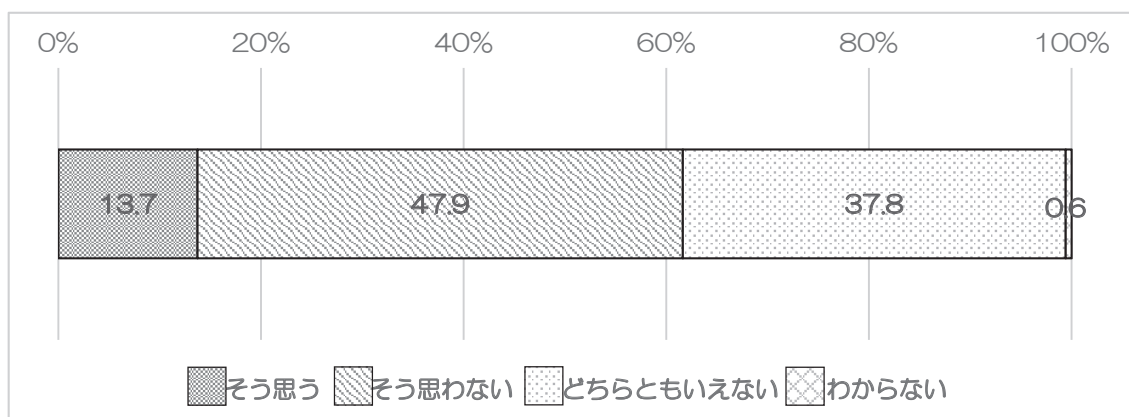
【現状と課題】

男女共同参画社会とは、男性も女性も性別等や年齢にとらわれず、すべての人が人権を尊重され、個性と能力を十分に発揮することができる社会です。この理念が社会の様々な面に浸透することにより、誰もが自分らしくいきいきと暮らし、男女がともにあらゆる分野へ参画することができる社会の形成につながります。

男女共同参画社会の実現に向けた法律や制度面での整備は進んできましたが、平成 27 年度に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」(以下「市民意識調査」という。)において男女平等に関する意識について聞いたところ、「社会通念・慣習」、「政治」、「社会全体」では「男性の方が優遇されている」、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた男性優遇意識が7割を超えており、また、「男は仕事、女は家庭」という考え方について、1割以上が「そう思う」と答えていることから、依然として男女の性差による固定的な役割分担意識は根強いことがうかがえます。このような固定的な役割分担意識は、女性の就労継続や職場復帰等の障害になるだけでなく、男性の家事・育児等の家庭への参加を困難にしています。

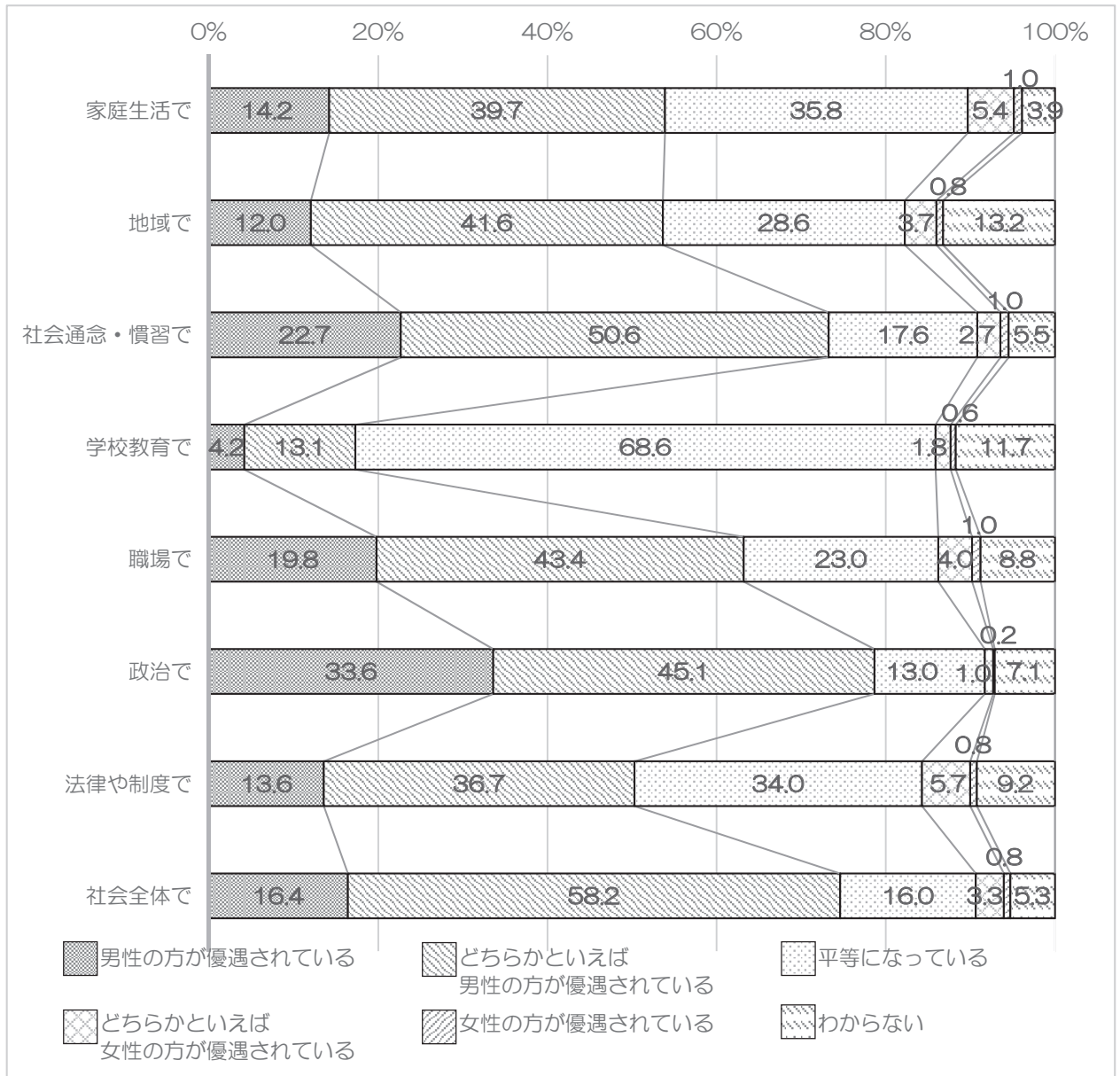
このことから、社会的につくられてきた固定的な性別役割分担意識やそれに基づく慣習・慣行などを改めていくよう、男女共同参画に関する情報を提供するなど、意識啓発を図ることが必要です。

【男女の役割分担についての意識（「男は仕事、女は家庭」という考え方について）】



資料：市民意識調査

【男女の地位について】



資料：市民意識調査

【施策の方向】

① 男女共同参画に関する調査研究、情報収集・提供

事業内容	担当課
男女共同参画に関する市民意識を把握するため、定期的に市民意識調査を実施します。	地域づくり課
男女共同参画に関する情報提供のため、ホームページの充実を図ります。	秘書広報課 地域づくり課
市内図書館において、男女共同参画に関する冊子等の閲覧及び貸し出しをします。	生涯学習課

② 家庭、地域における男女共同参画意識の啓発

事業内容	担当課
男女共同参画社会の実現に向けた広報・啓発活動を推進します。 【指標】 ・ 広報紙、ホームページ等を利用した男女共同参画についての啓発 年1回以上 ・ 市民意識調査（男女平等に関する意識）において「平等になっている」と答える割合の増加	地域づくり課

市民の声～市民意識調査より～

- ◆ 家事を女性のやることと決めつけて協力する気のない男性が多いと感じます。男女共同参画社会を実現していくには男性の考え方を変えなければならないと思います。
 【女性 20 歳代】
- ◆ 「何でもかんでも男女平等の社会に」というのではなく、男性・女性の特性を見極めて役割分担をしていくことが大事だと思います。それには一人一人が「女だから」という甘えや逃げ、「男の意見には従うべき」などという上から目線や押しつけは捨て、男性・女性が忌憚なく意見を出し合い、助け合いながら生活していける社会、大網白里市を目指してほしいと思います。 【女性 60 歳代】
- ◆ まちづくりで「男女共同参画社会」を推進していただけることはありがたいです。ただ、一番大切な事は、みんなの意識を変えていくことだと思っています。少しずつ良い方向へ向かっていきたい。 【女性 50 歳代】

（2）男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

【現状と課題】

男女共同参画社会を実現するためには、男女がともに自立して個性と能力を発揮し、社会形成に参画する必要があり、その基礎になるのが教育や学習です。

市民意識調査によると、学校教育における男女の平等意識について、約7割の人が「平等」と感じており、他の分野に比べると相対的に男女の平等意識が高い水準となっていますが、より一層の男女共同参画について理解を深めるためには、学校、家庭、地域など社会のあらゆる分野において、相互の連携を図り、男女共同参画の視点に立った教育や学習の充実を図ることが必要です。

学校教育においては、性別等にとらわれることなく、個性を尊重した教育や指導を行うとともに、単に性別による理由だけで子どもたち

を差別することがないよう、教職員の男女共同参画に関する意識をさらに啓発する必要があります。

社会教育においては、男女が対等な社会の構成員であることを認識し、生涯学習として男女共同参画や性の多様性の意識を高める学習機会の提供や家庭教育、地域生活における男女共同参画や性の多様性への理解の浸透を推進するよう意識啓発に努める必要があります。

【施策の方向】

① 学校教育、社会教育における男女共同参画の推進

事業内容	担当課
性別等にとらわれることなく、個性を重視した男女平等教育・人権教育を推進します。 【指標】 ・教職員研修（希望研修）への参加 年1回以上 ・職場体験学習の実施 年1回以上	管理課
固定的な男女別の職業観にとらわれない、進路選択ができるよう、本人の適性・希望を踏まえ、適切な進路指導を推進します。	管理課
全小・中学校への男女混合名簿の導入など、学校運営や慣習の改善を図ります。	管理課

② 家庭、地域における男女平等教育学習の推進

事業内容	担当課
子どもが性別等にとらわれず、個性を伸ばすことができるよう、家庭教育の機会の提供を図ります。 【指標】 ・各幼稚園と小・中学校での家庭教育学級の開催 年4回以上	生涯学習課
男女共同参画に関する出前講座を実施します。	地域づくり課

③ 生涯学習における男女共同参画の推進

事業内容	担当課
男女共同参画や性の多様性、ワーク・ライフ・バランス等をテーマにした講座・講演会を開催し、意識の啓発を図ります。 【指標】 ・市民を対象にした男女共同参画に関する講座・講演会の実施 2年に1回以上	地域づくり課 生涯学習課

市民の声～市民意識調査より～

- ◆主人の父親は昔ながらの「昭和」なお父さんという感じで、主人から聞いた話では子どもの頃一緒に遊んだりという事はなかったようです。そういう事があったのか主人は子どもと外で遊んだりという事は滅多にありません。そんな家庭で育ったせいか結婚してからあまり協力的ではなく家の事、子どもの事はほぼ私がしています。確かに男女が平等になるような制度もちろん必要ですが、育ってきた環境で根付いた価値観を変えることはなかなか難しいです。 【女性 30歳代】
- ◆年代によっても違ってくるだろうが、家庭内の仕事はお金にならず、外で働いている男は、自分が養っている、時間がない等で上から目線で生活している。子どもの頃から子育てや家庭内のあらゆる事に積極的に参加する教育をしなければいけないと思う。 【女性 50歳代】

(3) 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

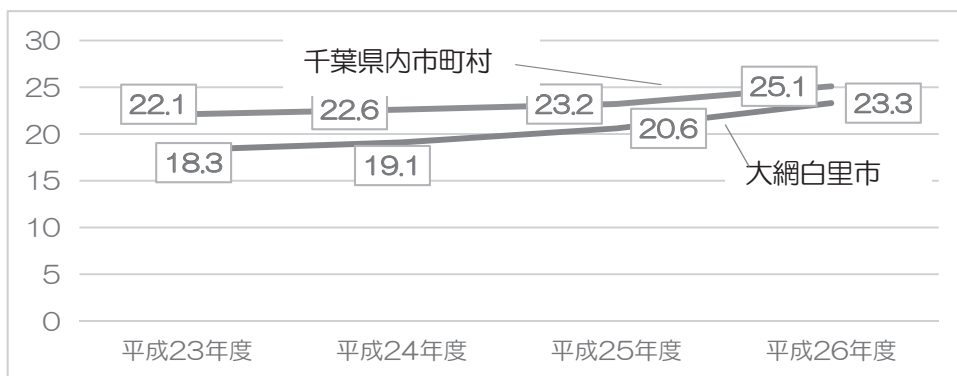
【現状と課題】

男女共同参画社会の実現には、男女がともに対等な立場で、政治・経済・家庭・地域などのあらゆる分野への意思決定過程の場に参画することが重要です。しかし、女性については政治経済の分野等の意思決定の場に参画する機会は十分とは言えない現状です。

本市の審議会等における女性委員の割合は、2割台にとどまっており、県内の市町村と比較しても低い状況です。

女性の意見等が十分に施策等に反映されるよう、各種審議会等をはじめとした政策・方針決定過程における女性の参画を積極的に推進することが必要です。

〔大網白里市・千葉県内市町村の審議会等における女性委員割合の推移（大網白里市・県内市町村）〕



単位：％

資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

【施策の方向】

① 各種審議会等への女性の参画促進

事業内容	担当課
女性の意見や視点を市政により一層反映させるため、各種審議会・委員会等への女性の積極的登用に努めます。 【指標】 ・審議会等における女性委員の割合 30%	関係各課

② 事業所、団体等における方針決定過程への女性の参画促進

事業内容	担当課
広報紙、ホームページ等を利用し、事業所・団体における女性の参画拡大についての周知・啓発を図ります。	産業振興課 地域づくり課
「男女雇用機会均等月間」に合わせ、商工会等の関係機関を通して、男女雇用機会均等にかかる法制度の周知を図るとともに、事業所・団体が進めるポジティブ・アクション（積極的改善措置）（※1）について、啓発を図ります。	産業振興課 地域づくり課

③ 市役所における管理職等への女性の登用促進

事業内容	担当課
職員の意欲、能力等を十分考慮し、適材適所を基本に、男女の区別なく職域拡大を図り、かつ女性の登用を進めます。 【指標】 ・課長相当職に占める女性の割合（市職員） 10% ・副課長相当職に占める女性の割合（市職員） 30% ・班長相当職に占める女性の割合（市職員） 40%	総務課
女性職員の積極的な育成と能力の活用を図るため、職員研修の充実と能力開発のための研修への参加機会の確保・拡大を図ります。 【指標】 ・女性職員の能力開発のための研修への参加人数 述べ年間5人以上	総務課

※1 ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

男女が社会のあらゆる分野における活動に参画する機会にかかる男女間の格差を改善するため、必要な範囲内で、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供すること。

(1) 男女がともに支え合う家事・育児・介護等の支援

【現状と課題】

核家族化や地域の人間関係の希薄化などにより、これまで家族や家庭で男女が果たしてきた役割や機能が変化してきています。

家庭においては誰もが家族の一員であることを自覚し、男女がともに協力し合い、従来女性が中心となり担ってきた家事や育児、介護などに男性も積極的に参加することが必要です。しかし、市民意識調査の結果、家庭における役割のほとんどを女性が担っていることが明らかになっています。

このことから、男性の家事・子育て・介護等への積極的な参加を促し、男女が協力しながら家事・子育て・介護等を担えるよう、学習・交流等の機会を提供することが必要です。

【施策の方向】

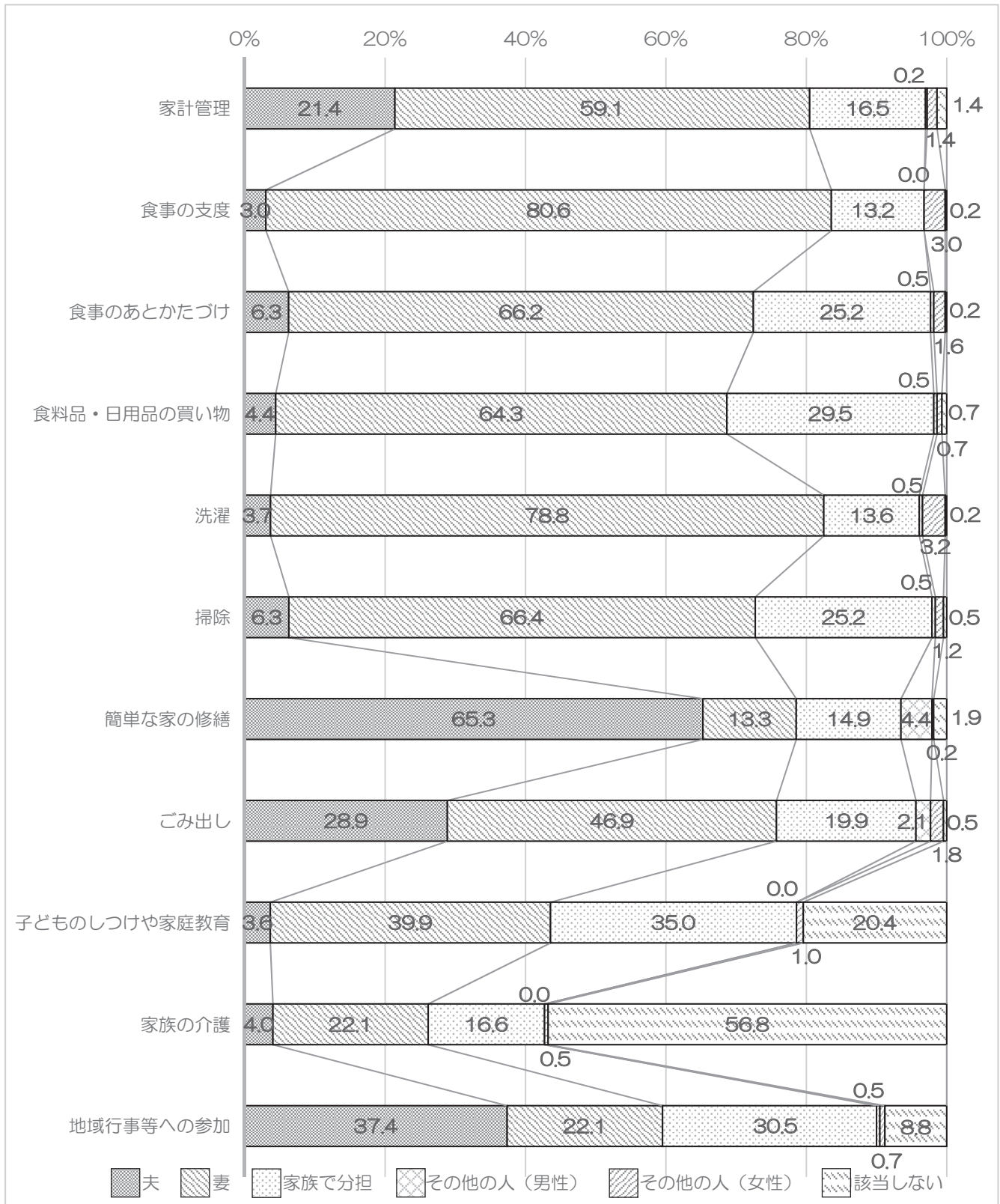
① 子育て、介護における男女共同参画の推進

事業内容	担当課
マタニティ教室へ男女での参加を促すなど、出生前から男女が協力して育児ができるよう支援します。 【指標】 ・ マタニティ教室に男女で参加する割合 80%以上	健康増進課
介護等についての基礎知識と介護制度について理解を深めるため、出前講座を開催します。	高齢者支援課
男性の育児参加を促進するため、市男性職員が率先して育児に携わるよう働きかけます。	総務課

② 男性の生活技術習得の推進

事業内容	担当課
男性のための料理教室など、楽しみながら生活技術を習得できるよう、講座や教室の充実を図ります。	健康増進課 生涯学習課

[家庭における役割分担]



資料：市民意識調査

市民の声～市民意識調査より～

- ◆「家事・子育ては女の仕事」という考えがどうしてもぬけない。共働きでも、女が自分の仕事や家事育児をしていて、男は「手伝う」という感覚がぬけない。それはおかしいと言っても「みんなやっていない」と言われて、ストレスを抱えることになる。男性は、家事・育児の大変さを理解し「手伝う」のではなく、当たり前に分担してやるという感覚を持ってほしい。行政は、そういうことを強く言ってほしい。啓発など、呼びかける程度では、「一部の人の考え」くらいにしか思われず、多くの人の考えを変えられないと思う。

【女性 30歳代】

- ◆家事のおもしろさや重要性を知らない男性が案外多いように感じます。（男は仕事で家の事はやらない）料理、洗濯、掃除など楽しさがわからないようです。包丁なども握ったこともない人もいます。女性とコミュニケーションができない人もいます。

【男性 60歳代】

- ◆子育てについて言えば、土曜・日曜等パパが休みの日に父子で参加できるような親子運動や工作等を行ってくれるイベントがあるとママは息抜きや家事ができるし、パパも子どもと関わっていいと思う。 【女性 30歳代】

(1) 男女がともに能力を生かせる職場づくりの促進

【現状と課題】

女性の就労意欲の高まりや就業形態の多様化等により、様々な分野で活躍する女性が増えています。

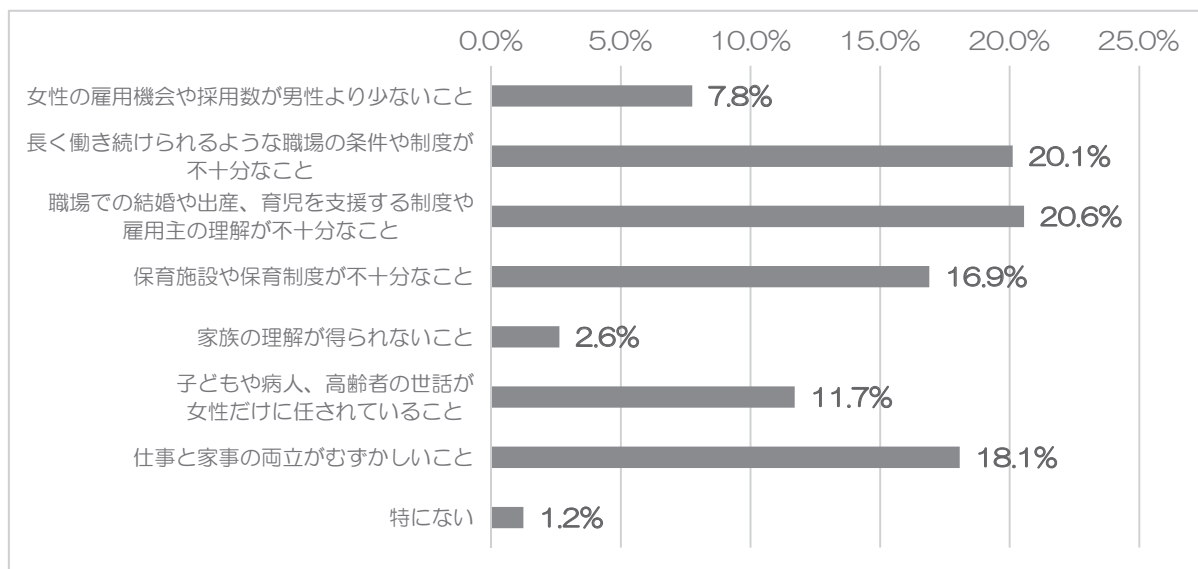
男女雇用機会均等法などの法的整備により制度上の男女の均等は実現されていますが、雇用条件や就業環境等において男女格差がみられ、女性の就業意欲、能力發揮の阻害要因となっている状況もあります。

市民意識調査では、職場での男女の地位について、6割以上が「男性優遇」と答えています。また、「女性が仕事を続けるうえでの障害」については、「職場での結婚や出産、育児を支援する制度や雇用主の理解が不十分なこと」が最も多く、「長く働き続けられるような職場の条件や制度が不十分なこと」が二番目に多くなっており、雇用する側の理解や制度が十分でないことが障害となっています。

農業や商工業などの自営業においても女性は重要な担い手となっており、男女がともに役割や貢献に見合った評価を受け、対等なパートナーとして就労することができる環境づくりが必要です。

このことから、女性が結婚や出産・子育て等をしながら継続して就労できる環境の整備と、あらゆる労働の場において男女が均等な機会を与えられ、働く意欲や能力が十分に發揮でき、正當に評価される環境づくりが求められています。

【女性が仕事をもち続けるうえで、障害となっているもの】



資料：市民意識調査

【家族経営協定（※2）の締結数】

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
大網白里市	3	1	—	1	1	1
千葉県内	1,175	1,287	1,419	1,516	1,590	1,666

資料：産業振興課

【施策の方向】

① 職場における男女の均等な機会・待遇の確保と女性の就業継続支援

事業内容	担当課
職場において男女の均等な雇用機会と待遇を確保するため、男女雇用機会均等法や制度の周知を図ります。	産業振興課
職場における男女の均等な機会・待遇の確保や女性の就業継続支援に関する研修やセミナーの情報を事業所に提供するとともに、参加の促進を図ります。	産業振興課
職場において、女性が働きやすい環境を確保するため、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等の防止に関する啓発を図ります。	産業振興課

② 農業、商工業等自営業における男女共同参画の促進

事業内容	担当課
家族経営協定の締結を促進します。 【指標】 ・家族経営協定の新規締結数 5件以上	産業振興課
女性の認定農業者の増加を目指します。 【指標】 ・女性の新規認定農業者 5人以上	産業振興課

③ 女性の起業や再就職の支援

事業内容	担当課
県男女共同参画センター等で開催する女性の職業能力開発講座等を周知し、参加を促進します。	産業振興課 地域づくり課
ジョブサポートセンター等と連携し、就職支援の情報を提供します。	産業振興課

市民の声～市民意識調査より～

- ◆国レベルでの法整備と雇用主、企業など職場における理解と環境づくり。一人ひとり（個人レベル）の今までとは違う意識と理解の底上げ等総合的に整備されれば男女ともに暮らしやすい社会になっていくのではないのでしょうか。【女性 40 歳代】
- ◆ある企業の総合職の説明会に参加したところ、男性社員の方に、「この説明会は総合職向けですが、女性の方、よろしかったですか？」と聞かれました。あたかも男性は総合職・女性は一般職と決められているようでショックでした。社会全体のあり方や人々の考え方を変えなければいけないと同時に、企業自体の体制・考えも変えていかなければ男女が同じ地位・役割を持って就業するのは難しいのではと感じました。【女性 20 歳代】
- ◆女性が結婚・出産しても職場への復帰がしやすい企業や、女性の管理職を積極的に登用している企業を紹介してほしいです。実際にその職場へ移るかどうかは別として、何らかの記事等で女性が活躍して成果を上げている事が紹介されれば、モデルケースとして宣伝効果もあると思います。女性が働きやすい職場は、男性にとっても働きやすい職場となると思います。【女性 20 歳代】

※2 家族経営協定

農林漁業経営を担っている家族全員が、意欲とやりがいを持って参画できる魅力ある経営を目指して、経営方針や役割分担、報酬・休日等の就業条件などについて話し合い、取り決めたルールを文書で結ぶもの。

（2）仕事と家事・育児・介護等の両立の推進

【現状と課題】

男女がともに多様な生き方を尊重し、その個性と能力を十分発揮して社会のあらゆる分野に対等に参画するとともに、安心、充実した生活を送るためには、ワーク・ライフ・バランス（※3）の実現が必要です。しかし、女性は結婚や出産・子育て期に離職する傾向にあり、就業率はM字カーブ（※4）を描いています。市民意識調査でも、女性の働き方について「子育て・介護の一時期仕事を離れる」という働き方を望ましいと考えている割合が高いことがわかっています。

その一因として、固定的な役割分担意識により、女性の家庭内での負担が大きいこと、男性の多くが仕事中心の生活になっており、家庭生活へ参加する時間や余裕がないことが考えられます。市民意識調査の結果からも、女性が家庭内で大半の役割を担っており、多くの男性が育児休暇を「取りにくい」、または「制度がない」ため、取得できていないことが伺えます。男性の家事・育児・介護等への参加を促すためには、「企業など職場における理解を得やすい環境づくりを推進する」

が最も多く、次いで「仕事と子育ての両立を支援する体制を整備する」が多かったことから、企業に対しては、育児・介護休業制度取得や短時間勤務制度等、多様な働き方が可能となる制度の導入促進を図ることが必要です。

また、市民意識調査の結果、「女性の働きやすい環境に必要なこと」について、「保育施設や保育サービスの充実」を答える割合が最も高く、次いで「産後休暇や育児休業明けの保育体制の充実」が高かったことから、すべての子育て家庭における仕事と育児の両立を推進するため、親と子のニーズに応じた多様な保育サービスの提供を行うとともに、子ども・子育て支援法に基づく、新たな子ども・子育て新制度のもとで、男女ともに働きやすく、安心して子育てできる環境の実現を図ることが必要です。

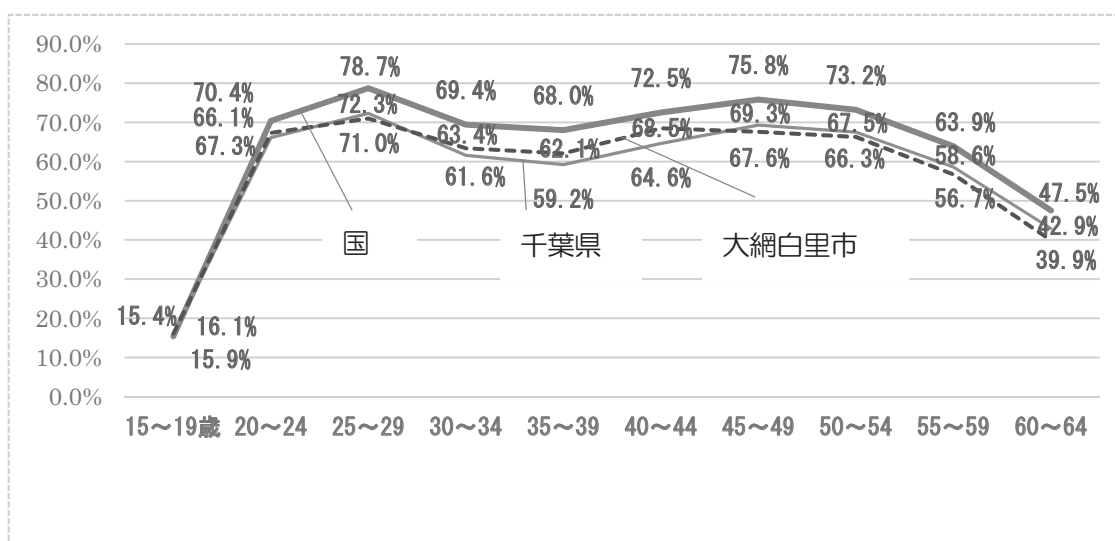
※3 ワーク・ライフ・バランス

家庭等の個人生活と調和のとれた働き方。1980年代のアメリカで、主に女性社員の仕事と家事・育児等との両立を支援する取り組みから始まったが、1990年代に入り、生産性の向上、優秀な人材の確保という観点から、年齢・性別・家族の有無などを問わず、広く全体を対象として取り組まれるようになった。

※4 M字カーブ

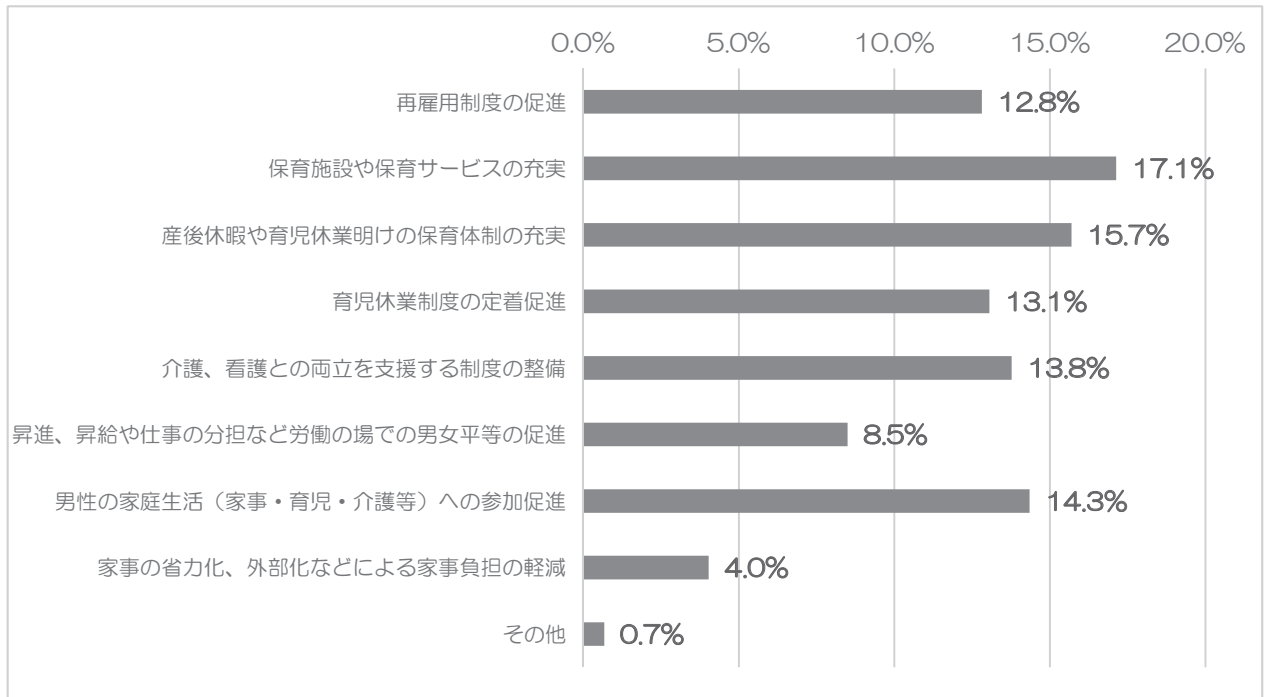
日本の女性の労働力人口比率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になることをいう。アルファベットのMを描く原因は、出産・子育て期に離職する女性が多く、子育てが一段落すると再び就労するという特徴があるためである。国際的には台形型に近づいている国が多い。

〔女性の年齢階級別就業率の推移（平成22年）〕



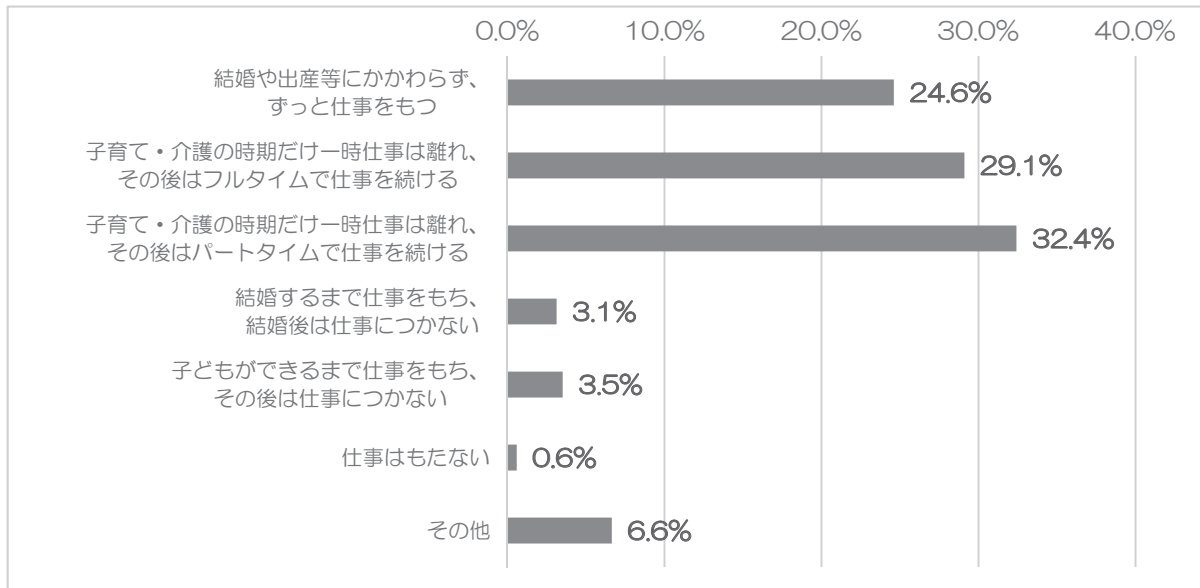
資料：国勢調査

[女性の働きやすい環境に必要なこと]



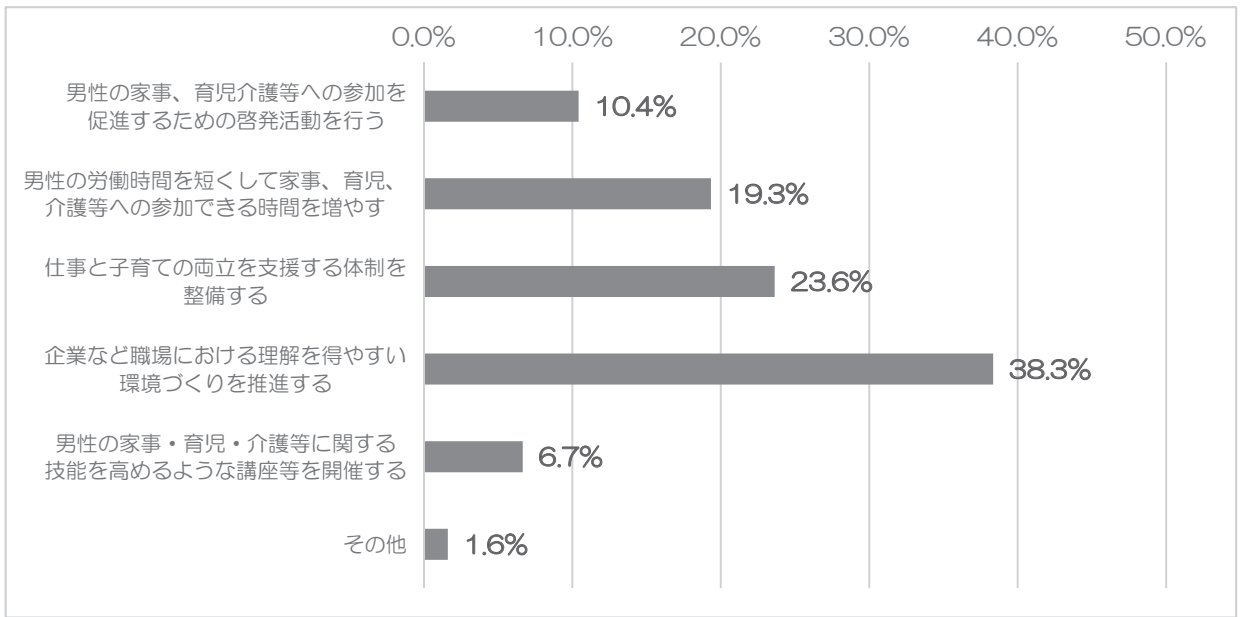
資料：市民意識調査

[望ましい女性の働き方]



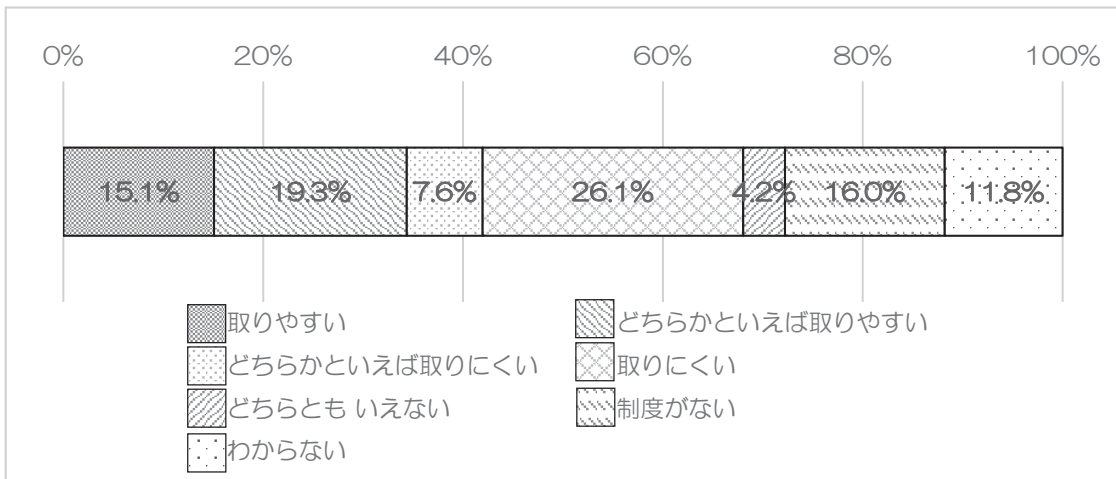
資料：市民意識調査

[男性の家事・育児・介護等への参加を促すために必要だと思うこと]



資料：市民意識調査

[男性の職場における育児休暇のとりやすさ]



資料：市民意識調査

【施策の方向】

① ワーク・ライフ・バランスの意識定着と環境整備

事業内容	担当課
事業所へのワーク・ライフ・バランス意識の普及、啓発に努め、育児・介護休業取得や短時間勤務制度等、多様な働き方が可能となる制度の導入促進を図ります。	産業振興課
市職員一人ひとりがワーク・ライフ・バランス意識を持って職務に当たることができるよう、積極的な働きかけや情報提供を行います。 【指標】 ・男性の育児休業等取得率（市職員） 10%	総務課

② 子育て支援

事業内容	担当課
保護者が安心して働くことができるよう、一時預かり、延長保育、病後児保育など、多様な保育制度の充実を図ります。 【指標】 ・時間外保育の実施 全施設 ・一時保育の実施 3カ所 ・病後児保育の実施 1カ所	子育て支援課 管理課
育児や保育制度について気軽に相談できる窓口を整え、子育てに関する情報などを提供します。	子育て支援課 健康増進課
放課後に適切な遊びや活動拠点を与えられるよう、学童保育、放課後子ども教室等の居場所づくりをします。 【指標】 ・学童保育の開設場所 9カ所	子育て支援課 生涯学習課
子育て世帯に対する助成や各種手当などの経済的支援を行います。	子育て支援課

③ 高齢者、障害者への介護支援

事業内容	担当課
高齢者、障害者等の相談に応じ、適切に助言を行います。	高齢者支援課 社会福祉課
介護等についての基礎知識と介護制度について理解を深めるため、適切な介護サービスの情報を提供します。	高齢者支援課
介護予防や介護者の健康づくり、介護制度への理解を深めるため、出前講座を実施します。	高齢者支援課

④ひとり親家庭等の自立支援

事業内容	担当課
自立に必要な情報提供をするとともに、各種手当の支給、医療費助成等を通じ、経済的な負担を軽減し、生活の安定を図ります。	子育て支援課
就労経験の少ない母子家庭の母に対し、必要な情報提供を行い、就労を支援します。	子育て支援課

基本目標Ⅳ 男女がともに安心して暮らせる地域づくり

(1) 地域における男女共同参画の促進と地域環境の整備

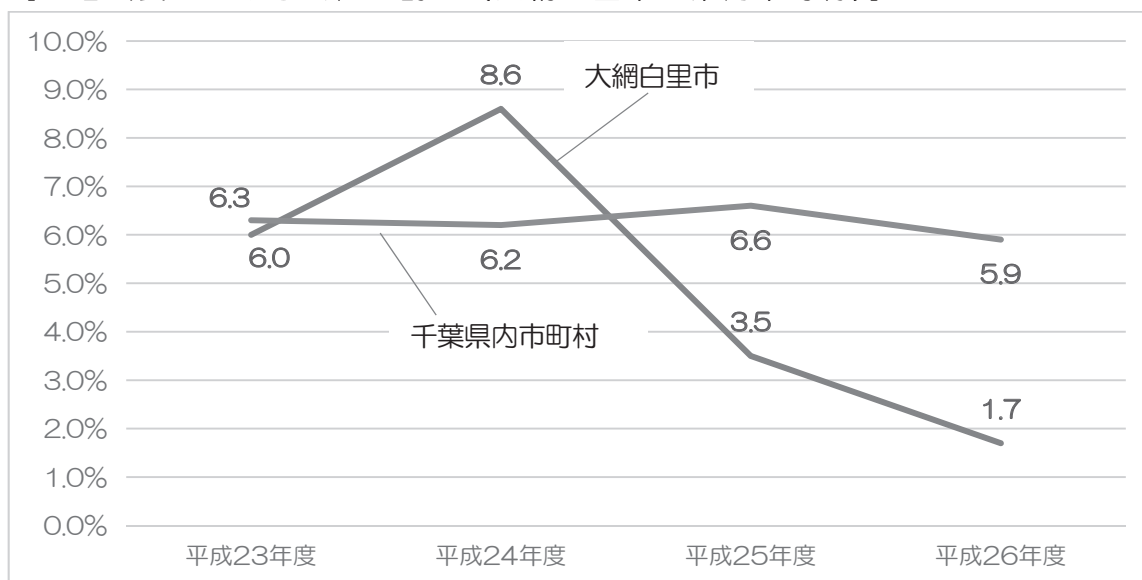
【現状と課題】

市内には、区・自治会、ボランティア、趣味・学習のサークルなど、さまざまな活動が行われています。市民意識調査の結果、4割近くの家庭において「地域行事への参加」は夫が担っていることがわかります。

また、地域における主要な役員には男性が就いている例が多く見られますが、現実には、平日の昼間に行われている行事への参加は女性が担当していることも多く、意思決定の場への女性の参加が課題となっています。

女性リーダーが少ない要因として、市民意識調査では「家事・育児に忙しく仕事や地域活動に専念できないから」が最も多く、「男性がリーダーとなることが社会慣行だから」が続いていることから、女性が地域活動で活躍するためには、家事・育児への負担軽減とともに、男性中心の慣行を改めていくことが必要です。

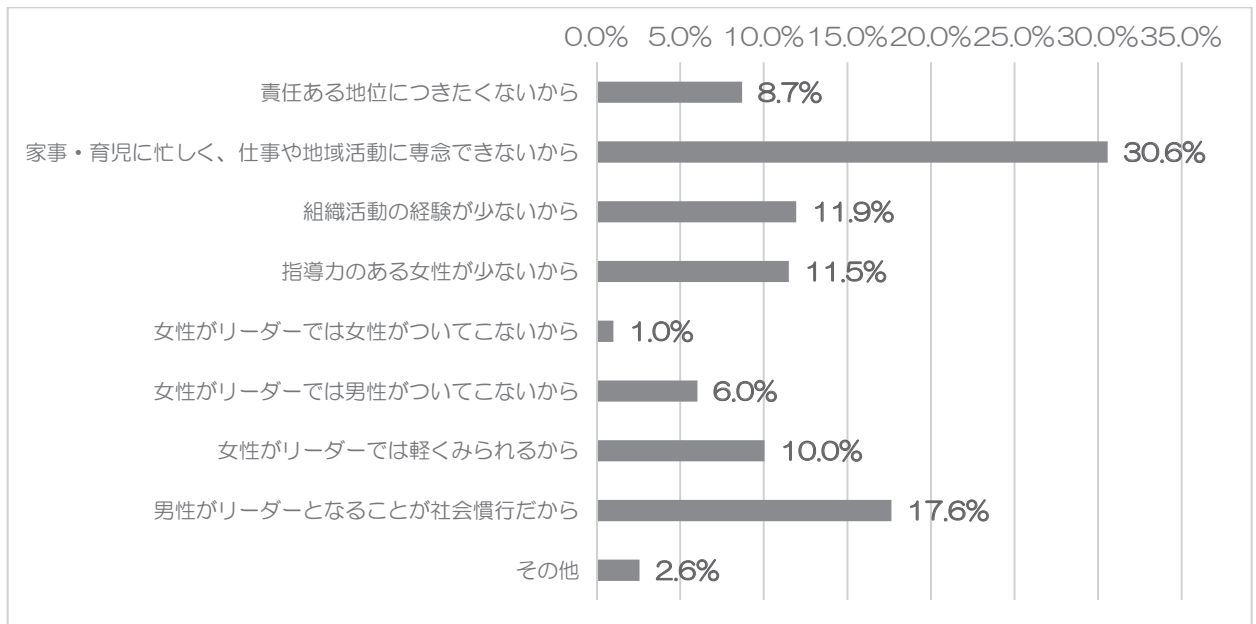
【自治会長に占める女性の割合（大網白里市・県内市町村）】



単位：%

資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

【女性リーダーが少ない要因】



資料：市民意識調査

【施策の方向】

① 地域における慣習、慣行の見直しの啓発

事業内容	担当課
区・自治会等に男女共同参画に関する理解を深めるための広報等を行い、地域の中に根強く残る男女不平等な習慣・慣行等の見直しに向けて、意識啓発を図ります。	地域づくり課

② 地域活動における女性の参画促進

事業内容	担当課
男女共同参画に取り組む市民団体の自主的学習活動やサークル活動などを支援します。	地域づくり課
区・自治会活動などの地域活動や各種ボランティア活動における男女共同参画を促進します。	地域づくり課

③ 外国人への情報提供等の支援

事業内容	担当課
本市に在住または本市を訪れる外国人に対して、各種パンフレットやホームページ等の多言語化を図るなど、外国語による情報提供等の支援を行います。	総務課 生涯学習課 関係各課

市民の声～市民意識調査より～

◆男女を問わず指導力のある者は会社及び地域で自ら実力を発揮し活動してほしい。

【男性 70 歳以上】

◆女性が近隣の区・自治会における役員として参加する意識の醸成が必要であり、今まではともすればそのような役員は男性になることが当然とされてきた。そのようなところでは強力なリーダーシップを図るのは女性では無理との風潮はいまだにある。そのためには女性の意識の改善を図り、積極的な参加により自信を深め、他の女性にも参加を働きかけるような女性リーダーの養成が必要と思われる。 【男性 70 歳以上】

(2) 防災における男女共同参画の推進

【現状と課題】

防災の分野では女性の参画が少ない現状があり、災害時の支援対策等において女性の視点が欠けていることが見受けられ、また、東日本大震災を教訓とし、災害時の避難所運営等において、女性の視点の必要性、重要性が認識されました。

このことから、防災においても男女共同参画の視点から男女のニーズの違いに対応し、安全が確保され、住み続けたい地域社会としていくために男女がともに防災活動に参加していくことが必要です。

【施策の方向】

① 防災における男女共同参画の促進

事業内容	担当課
消防団員、自主防災組織等地域の自主防災活動への女性の参画を促進します。 【指標】 ・新規女性消防団員 10人以上	安全対策課

② 女性の視点を盛り込んだ防災対策の促進

事業内容	担当課
災害時の避難所における男女のニーズの違いを考慮し、女性にも配慮した取り組みを進めるとともに、男女共同参画の視点を取り入れた地域防災計画の充実を図ります。 【指標】 ・大網白里市防災会議における女性委員の数 3人	安全対策課

(3) 男女共同参画の視点に立った健康支援

【現状と課題】

男女が生涯にわたって健康で充実した生活を送ることは、男女共同参画社会の最も基本的な条件であり、男女が互いの身体的性差を理解し合い、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成にあたっての前提です。

そのためには、心身及びその健康について正確な知識・情報を入手し、それぞれが健康管理とライフスタイルに応じた健康づくりについて主体的に行動し、健康を享受できるようにしていくための健康教育、相談体制を確立する必要があります。

特に、女性については、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等生涯を通じて男性と異なる健康上の問題に直面することもあり、男女ともに理解し配慮する必要があります。

【施策の方向】

① 妊娠、出産等に関する健康支援

事業内容	担当課
<p>安心して出産に臨めるよう、妊婦健康診査の助成を行います。また、乳幼児健診をはじめとする健康支援・育児に関する相談の充実を図ります。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報紙、ホームページ等を利用した健診や相談の周知 年 12 回以上 	健康増進課
<p>生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行うとともに予防接種等の情報提供を行います。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新生児または乳児家庭訪問の実施 90%以上 	健康増進課
<p>妊娠届出書をもとにハイリスク妊婦への個人相談など、妊娠・出産への不安を軽減するため、状況に応じた相談対応を行います。</p>	健康増進課

② 性差に配慮した健康支援

事業内容	担当課
<p>男女の性差を踏まえた健康支援を進めるため、性差に応じたがん検診や骨粗しょう症検診等を実施します。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 乳がん検診の受診率 30% ・ 子宮がん検診の受診率 25% 	健康増進課

(1) DV（ドメスティック・バイオレンス）防止と被害者支援

【現状と課題】

ドメスティック・バイオレンス（DV）（※5）は、犯罪となる行為をも含む、重大な人権侵害であり、家庭内で行われるため、同居する子どもにも重大な影響を及ぼすものです。

このため、DVは男女共同参画社会を形成する上で克服すべき重要な課題となっています。本市のDVに係る相談件数は年々増加傾向にあり、市民意識調査でも「暴力を受けた」、「相談を受けた」、「身近で見聞きした」との回答の合計が3割を超えていたことから、DVが身近な問題となっていることがわかります。

また、暴力を受けたことを「どこ（だれ）にも相談をしなかった」割合が4割を超えていることから、県や民間団体と連携を図りながら、相談体制の充実や、DV被害者の保護と生活再建支援などの取り組みを強化していく必要があります。さらに近年では、親しい間柄にある若者の間の暴力である「デートDV（※6）」についても、深刻な被害が報告されていることから、デートDV防止のための取り組みも重要です。

※5 ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者間・パートナー間の暴力をいい、なぐる、ける、物を投げつける等の身体的暴力に限らず、無視し続ける、交友関係を制限する、勝手に電話やメールのチェックをする等の精神的暴力、生活費を渡さない、外で働くことを制限する等の経済的暴力、性的行為を強要する、避妊に協力しない等の性的暴力等あらゆる形の暴力が含まれる。

※6 デートDV

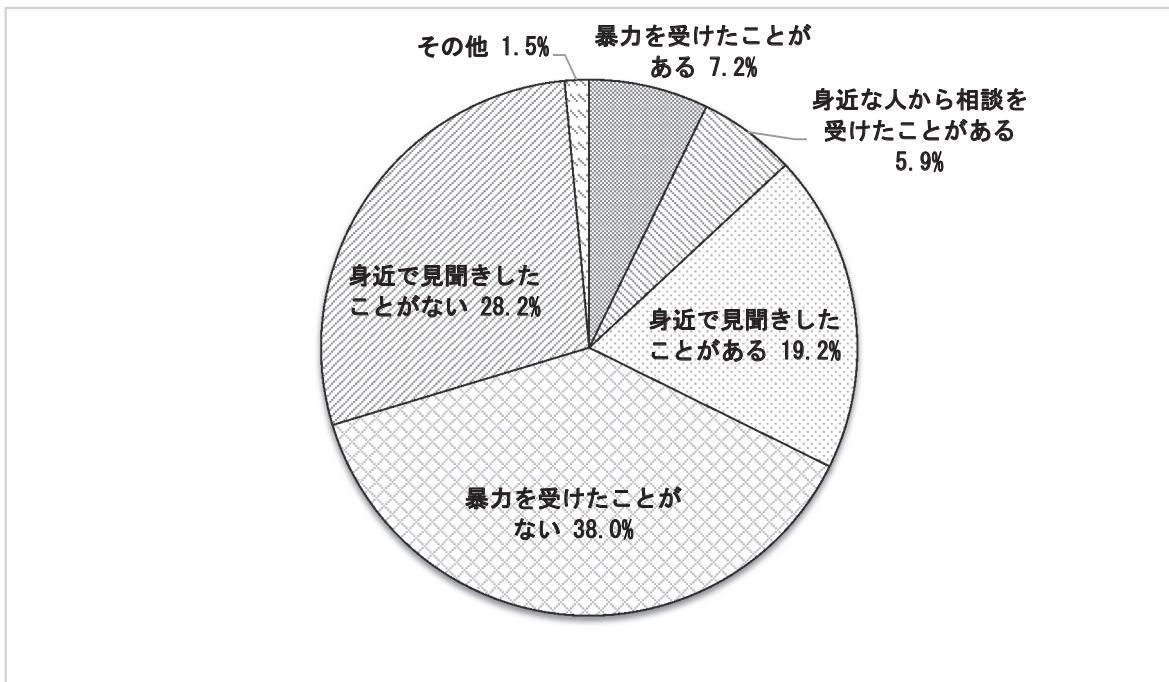
若い世代に起きている恋人間の暴力をいい、身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的等あらゆる形の暴力が含まれる。

[DVの相談方法・処理状況（大網白里市）]

年度	総数	相談方法		処理状況		
		電話	来所	相談情報提供のみ	庁内機関処理	他機関へ引き継ぎ
平成24年度	7	1	6	6	-	1
平成25年度	17	-	17	16	-	1
平成26年度	24	2	22	17	3	4

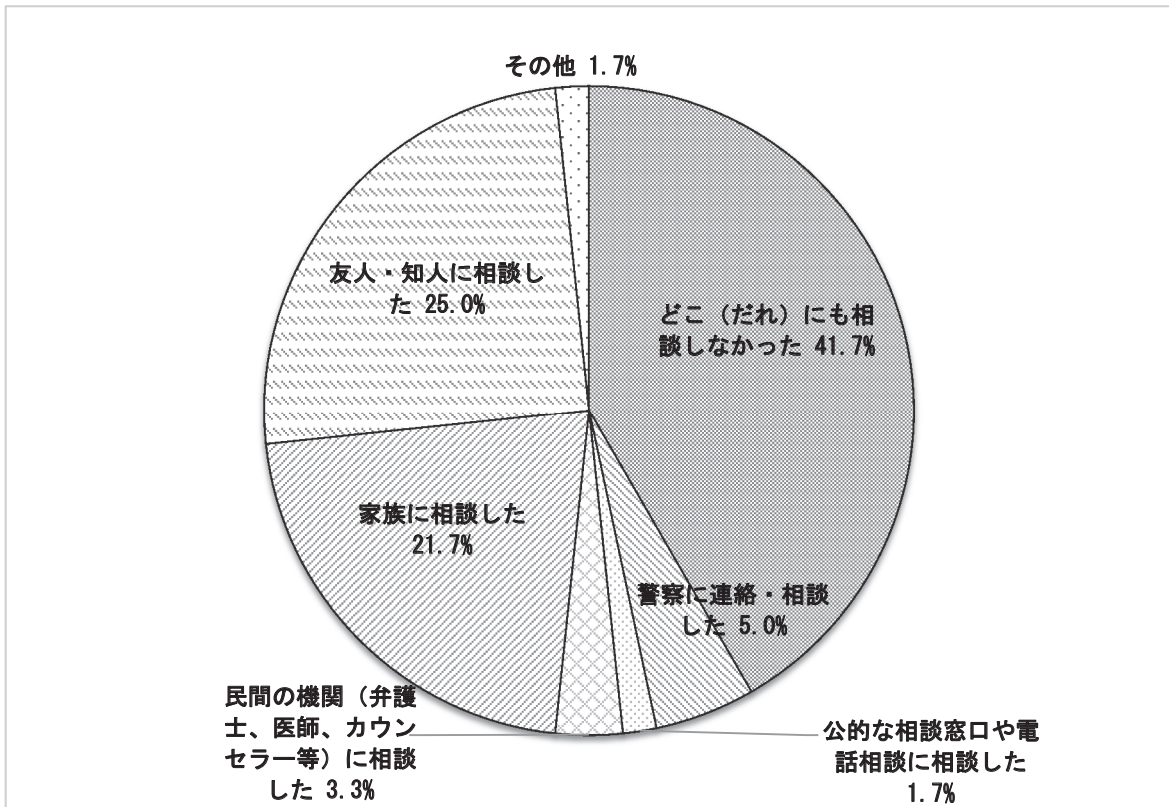
資料：地域づくり課

[DVを経験したり見聞きしたことがある割合]



資料：市民意識調査

[暴力を受けたことを相談した場所]



資料：市民意識調査

【施策の方向】

① DV・虐待被害者等に対する広報・啓発

事業内容	担当課
<p>「女性に対する暴力をなくす運動」期間にあわせての広報活動などにより、DVは重大な人権侵害であることを周知します。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DVに関するチラシ等の配布による情報提供 年1回以上 ・広報紙、ホームページ等を利用したDV防止に関する周知 年1回以上 	<p>地域づくり課 子育て支援課</p>
<p>児童虐待防止推進月間にあわせ、児童虐待防止に関する啓発を行います。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙、ホームページ等を利用した児童虐待防止に関する周知 年1回以上 	<p>子育て支援課</p>
<p>高齢者・障害者への虐待防止に関する啓発を行います。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙、ホームページ等を利用した高齢者・障害者虐待防止に関する周知 年1回以上 	<p>高齢者支援課 社会福祉課</p>
<p>DVや虐待に関する相談窓口について、周知を図ります。</p>	<p>子育て支援課 高齢者支援課 社会福祉課</p>
<p>小・中学校の道徳の授業において、自他の生命を尊重すること及び集団と社会との関わりについて、計画的に学んでいくほか、人権擁護委員と連携しながら、人権教育を推進します。</p>	<p>管理課 地域づくり課</p>
<p>関係機関と連携し、窓口等において虐待防止に関する啓発を行うとともに、虐待防止ネットワーク会議の設置を図ります。</p>	<p>高齢者支援課 社会福祉課</p>

② 相談・支援体制の充実

事業内容	担当課
乳幼児健診・就学前健診未受診者の把握や家庭訪問指導を通じて、DVや児童虐待の早期発見に努めます。 【指標】 ・乳幼児健診未受診者の状況把握 100%	健康増進課 管理課
家庭相談員を配置し、関係機関と連携しながら児童虐待の未然防止、要保護児童等の早期発見・早期対応及び自立に至る支援を行います。 【指標】 ・児童虐待防止に関する研修への参加 年1回以上 ・要保護児童対策地域協議会の開催	子育て支援課
DV相談窓口職員、婦人相談員、母子・父子自立支援員を配置し、自立支援を含め、相談者に適切な支援を行います。 【指標】 ・DVに関する研修への参加 年1回以上	子育て支援課
高齢者や障害者に対する虐待について、適切な相談・支援を行います。 【指標】 ・高齢者・障害者に対する虐待についての研修への参加 年1回以上	高齢者支援課 社会福祉課
人権擁護委員による人権相談の充実や法務局人権擁護課との連携を図ります。 【指標】 ・広報紙、ホームページ等を利用した人権相談に関する周知 年12回以上 ・人権擁護委員の研修への参加 年1回以上	地域づくり課

③ 関係機関との連携強化

事業内容	担当課
DV及び虐待（児童・高齢者・障害者等）は多様な関係機関による支援が必要であるため、関係団体との連携を図ります。	子育て支援課 社会福祉課 高齢者支援課 地域づくり課 管理課
関係機関、関係施設と連携し、DV及び虐待（児童・高齢者・障害者等）により緊急保護が必要なDV被害者・児童・高齢者・障害者等に対応します。	子育て支援課 高齢者支援課 社会福祉課

(2) セクシャル・ハラスメント等のあらゆる暴力や性犯罪の防止

【現状と課題】

人権の尊重は、私たちの社会の基礎となるものであり、男女共同参画社会の実現には不可欠なものです。男女を問わず、すべての人々の人権が尊重され、差別や偏見のない社会を築いていく必要があります。

暴力は、人権に対する重大かつ深刻な侵害であり、対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。しかし、社会には身体への暴力ばかりでなく精神的、性的な暴力など、様々な形で存在しています。このため、暴力・人権侵害の発生を防ぐ環境づくりを積極的に推進していくことが求められています。

【施策の方向】

① 人権尊重意識の啓発

事業内容	担当課
人権擁護委員と連携し、「人権擁護委員の日」、「人権週間」にあわせた啓発活動などを行い、あらゆる暴力が重大な人権侵害にあたることを周知する。 【指標】 ・街頭人権啓発活動の実施 年2回以上	地域づくり課

② セクシャル・ハラスメント等防止対策の推進

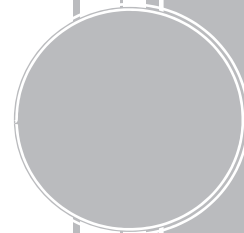
事業内容	担当課
セクシャル・ハラスメント（相手の意に反した性的いやがらせ）等の防止に向けた啓発に努めます。 【指標】 ・セクシャル・ハラスメント等は人権侵害であるという認識を促す情報提供 年1回以上	地域づくり課
職場でのセクシャル・ハラスメント等の防止を促進するため、千葉労働局雇用均等室や男女共同参画センターなどの関係機関において実施されている相談窓口についての情報提供を行います。	産業振興課
市職員に対して、パワーハラスメント、メンタルヘルス、セクシャルハラスメントなど、精神的・性的な人権意識（資質）向上を図るため、独自の研修プランや外部研修への参加などを推進します。	総務課

③ ストーカーや性犯罪等の防止対策の推進

事業内容	担当課
<p>被害者をストーカー行為等から守るため、ストーカー規制法の周知、啓発を推進するとともに、関係機関等との連携強化を図ります。</p>	<p>地域づくり課</p>
<p>出会い系サイトなど、子どもたちをインターネットを介した犯罪から守るため、メディア教育を実施するなど巻き込まれないための対策を進めます。また、広報紙、ホームページ等を利用した周知を図ります。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネットを通じた犯罪に関する児童・生徒への啓発 年2回以上 	<p>管理課</p>

第3章

計画の推進



第3章 計画の推進

1 推進体制の充実

本計画を推進するためには、市職員をはじめ、市民、市民団体、企業などが計画に対する理解を深め、全市的な広がりをもって、あらゆる分野で取り組んでいく必要があります。

庁内においては、市職員の意識を高めるとともに、計画の実行に際しては横断的な取り組みが求められます。

「大網白里市男女共同参画審議会」において、幅広く意見や助言、協力等を求め、男女共同参画社会の形成に関する施策推進へ反映させていきます。

2 国・県等関係機関との連携

国・県等関係機関との連携を図り、相互協力して効果的な施策の展開を目指します。

また、近隣自治体、千葉県男女共同参画地域推進員※7と連携を図り、広域的に計画を推進します。

※7 千葉県男女共同参画地域推進員

千葉県男女共同参画地域推進員は、地域の実情に通じ、男女共同参画の推進について熱意を有する市民を市が県に推薦し、県知事の委嘱を受けた者であり、地域において県や市とのパイプ役となり、男女共同参画を推進する活動をしています。

参 考 资 料

大網白里市男女共同参画計画策定経過

年月	市・大網白里市男女共同参画計画検討委員会	大網白里市男女共同参画 審議会
平成26年10月	検討委員会設置要綱制定 第1回検討委員会(10/31) ・策定スケジュール	
平成27年1月	研修会開催(県事業 1/16) ※職員対象(約70名参加) 講師:魚住明代氏(城西国際大学 教授) テーマ:行政(職員)に求められる男女共同参画の視点	
3月	第2回検討委員会(3/24)	
4月		審議会条例施行 公募委員募集(4/1~14) 関係団体委員推薦依頼
5月	第3回検討委員会(5/11) ・策定スケジュール ・市民意識調査の実施について	第1回審議会(5/13) ・委員委嘱 ・市長より諮問 ・策定スケジュール ・市民意識調査の実施 について
	講演会開催(5/17) ※市民対象(約50名参加) 講師:宝井琴桜氏(女性講談師)	
6月	市民意識調査実施(6/22~7/17) (配付数:1,500 回答数:529(35.3%))	
9月	第4回検討委員会(9/10) ・市民意識調査結果報告 ・計画骨子案	第2回審議会(9/24) ・市民意識調査結果報告 ・計画骨子案
11月	第5回検討委員会(11/18) ・計画素案(施策内容、指標照会 11/19~26)	第3回審議会(11/30) ・計画素案
平成28年1月	計画素案パブリックコメント(1/4~1/18)	
2月	第6回検討委員会(2/1) ・パブリックコメント結果 ・計画案	第4回審議会(2/5) ・パブリックコメント結果 ・計画案
		・市長へ計画案答申 (2/26)
3月	計画決定	

大網白里市男女共同参画審議会条例

(設置)

第1条 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により、大網白里市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

(1) 男女共同参画計画の策定及び変更に関すること。

(2) 男女共同参画計画に基づく施策の実施状況に関すること。

(3) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 関係団体の代表者

(3) 公募による市民

(4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、

会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、地域づくり課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

大網白里市男女共同参画審議会委員名簿

区 分	氏 名	所 属 等
第1号委員	○ 後藤 弘子	千葉大学大学院教授
//	穂坂 あい子	千葉県男女共同参画地域推進員
//	矢部 春美	//
//	川名 辰司	人権擁護委員
第2号委員	加藤 朋久	大網白里市民生委員児童委員協議会
//	星見 和子	大網白里市保健推進員
//	上野 治男	大網白里市区長会
//	桑田 健二	大網白里市農業研究会
//	秋葉 秀太	大網白里市商工会
//	糸井 美佐子	大網白里市小中学校長会
//	八角 榮子	大網白里市子ども会育成連絡協議会
第3号委員	鶴澤 司子	公募市民
//	小原 和夫	//
//	齋藤 勝	//

○会長

※任期：平成27年5月13日～平成29年5月12日

大網白里市男女共同参画計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 市は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項に規定する本市における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）の策定に関し必要な事項を検討するため、大網白里市男女共同参画計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 男女共同参画計画の案の策定に関すること。
- (2) 男女共同参画計画に係る調査及び検討に関すること。
- (3) その他男女共同参画計画の案の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

(委員長)

第4条 委員長は、副市長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第5条 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、地域づくり課において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第5条）

理事
秘書広報課長
総務課長
企画政策課長
安全対策課長
市民課長
地域づくり課長
社会福祉課長
子育て支援課長
高齢者支援課長
健康増進課長
産業振興課長
教育委員会管理課長
教育委員会生涯学習課長

男女共同参画社会基本法

(平成 11 年 6 月 23 日号外法律第 78 号)

最終改正：平成 11 年 12 月 22 日号外法律第 160 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構

成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第 15 条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第 16 条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第 17 条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第 23 条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

(議長)

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の 10 分の 5 未満であってはならない。

3 第 1 項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の 10 分の 4 未満

であってはならない。

4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。

ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政府への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (省略)

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年7月1日法律第113号）

最終改正：平成26年6月13日号外法律第67号

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする。

（基本的理念）

第2条 この法律においては、労働者が性別により差別されることなく、また、女性労働者にあっては母性を尊重されつつ、充実した職業生活を営むことができるようにすることをその基本的理念とする。

2 事業主並びに国及び地方公共団体は、前項に規定する基本的理念に従って、労働者の職業生活の充実が図られるように努めなければならない。

（啓発活動）

第3条 国及び地方公共団体は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

（男女雇用機会均等対策基本方針）

第4条 厚生労働大臣は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する施策の基本となるべき方針（以下「男女雇用機会均等対策基本方針」という。）を定めるものとする。

2 男女雇用機会均等対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活の動向に関する事項
- 二 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について講じようとする施策の基本となるべき事項

3 男女雇用機会均等対策基本方針は、男性労働者及び女性労働者のそれぞれの労働条件、意識及び就業の実態等を考慮して定められなければならない。

4 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴くほか、都道府県知事の意見を求めるものとする。

5 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表するものとする。

6 前2項の規定は男女雇用機会均等対策基本方針の変更について準用する。

第2章 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等

第1節 性別を理由とする差別の禁止等

（性別を理由とする差別の禁止）

第5条 事業主は、労働者の募集及び採用について、その性別にかかわらず均等な機会を与えなければならない。

第6条 事業主は、次に掲げる事項について、労働者の性別を理由として、差別的取扱いをしてはならない。

- 一 労働者の配置（業務の配分及び権限の付与を含む。）、昇進、降格及び教育訓練
- 二 住宅資金の貸付けその他これに準ずる福利厚生措置であって厚生労働省令で定めるもの
- 三 労働者の職種及び雇用形態の変更
- 四 退職の勧奨、定年及び解雇並びに労働契約の更新（性別以外の事由を要件とする措置）

第7条 事業主は、募集及び採用並びに前条各号に掲げる事項に関する措置であって労働者の性別以外の事由を要件とするもののうち、措置の要件を満たす男性及び女性の比率その他の事情を勘案して実質的に性別を理由とする差別となるおそれがある措置として厚生労働省令で定めるものについては、当該措置の対象となる業務の性質に照らして当該措置の実施が当該業務の遂行上特に必要である場合、事業の運営の状況に照らして当該措置の実施が雇管理上特に必要である場合その他の合理的な理由がある場合でなければ、これを講じてはならない。

（女性労働者に係る措置に関する特例）

第8条 前3条の規定は、事業主が、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となっている事情を改善することを目的として女性労働者に関して行う措置を講ずることを妨げるものではない。

(婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等)

第9条 事業主は、女性労働者が婚姻し、妊娠し、又は出産したことを退職理由として予定する定めをしてはならない。

2 事業主は、女性労働者が婚姻したことを理由として、解雇してはならない。

3 事業主は、その雇用する女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第2項の規定による休業をしたことその他の妊娠又は出産に関する事由であって厚生労働省令で定めるものを理由として、当該女性労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

4 妊娠中の女性労働者及び出産後1年を経過しない女性労働者に対してなされた解雇は、無効とする。ただし、事業主が当該解雇が前項に規定する事由を理由とする解雇でないことを証明したときは、この限りではない。

(指針)

第10条 厚生労働大臣は、第5条から第7条まで及び前条第1項から第3項までの規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するために必要な指針(次項において「指針」という。)を定めるものとする。

2 第4条第4項及び第5項の規定は指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第4項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

第2節 事業主の講ずべき措置

(職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置)

第11条 事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により

当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針(次項において「指針」という。)を定めるものとする。

3 第4条第4項及び第5項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第4項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

(妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置)

第12条 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、その雇用する女性労働者が母子保健法(昭和40年法律第141号)の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができるようにしなければならない。

第13条 事業主は、その雇用する女性労働者が前条の保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするため、勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置を講じなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針(次項において「指針」という。)を定めるものとする。

3 第4条第4項及び第5項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第4項中「聴くほか都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

第3節 事業主に対する国の援助

第14条 国は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇が確保されることを促進するため、事業主が雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となっている事情を改善することを目的とする次に掲げる措置を講じ、又は講じようとする場合には、当該事業主に対

し、相談その他の援助を行うことができる。

- 一 その雇用する労働者の配置その他雇用に関する状況の分析
- 二 前号の分析に基づき雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となっている事情を改善するに当たって必要となる措置に関する計画の作成
- 三 前号の計画で定める措置の実施
- 四 前三号の措置を実施するために必要な体制の整備
- 五 前各号の措置の実施状況の開示

第3章 紛争の解決

第1節 紛争の解決の援助

(苦情の自主的解決)

第15条 事業主は、第6条、第7条、第9条、第12条及び第13条第1項に定める事項(労働者の募集及び採用に係るものを除く。)に関し、労働者から苦情の申出を受けたときは、苦情処理機関(事業主を代表する者及び当該事業場の労働者を代表する者を構成員とする当該事業場の労働者の苦情を処理するための機関をいう。)に対し当該苦情の処理をゆだねる等その自主的な解決を図るように努めなければならない。

(紛争の解決の促進に関する特例)

第16条 第5条から第7条まで、第9条、第11条第1項、第12条及び第13条第1項に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争については、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成13年法律第112号)第4条、第5条及び第12条から第19条までの規定は適用せず、次条から第27条までに定めるところによる。

(紛争の解決の援助)

- 第17条 都道府県労働局長は、前条に規定する紛争に関し、当該紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該紛争の当事者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。
- 2 事業主は、労働者が前項の援助を求めたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

第2節 調停

(調停の委任)

第18条 都道府県労働局長は、第16条に規定する紛争(労働者の募集及び採用についての紛争を除く。)について、当該紛争の当事者(以下「関係当事者」という。)の双方又は一方から調停の申請があった場合において当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第6条第1項の紛争調整委員会(以下「委員会」という。)に調停を行わせるものとする。

2 前条第2項の規定は、労働者が前項の申請をした場合について準用する。

(調停)

第19条 前条第1項の規定に基づく調停(以下この節において「調停」という。)は、3人の調停委員が行う。

2 調停委員は、委員会の委員のうちから、会長があらかじめ指名する。

第20条 委員会は、調停のため必要があると認めるときは、関係当事者の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

2 委員会は、第11条第1項に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争に係る調停のために必要があると認め、かつ、関係当事者の双方の同意があるときは、関係当事者のほか、当該事件に係る職場において性的な言動を行ったとされる者の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

第21条 委員会は、関係当事者からの申立てに基づき必要があると認めるときは、当該委員会が置かれる都道府県労働局の管轄区域内の主要な労働者団体又は事業主団体が指名する関係労働者を代表する者又は関係事業主を代表する者から当該事件につき意見を聴くものとする。

第22条 委員会は、調停案を作成し、関係当事者に対しその受諾を勧告することができる。

第23条 委員会は、調停に係る紛争について調停による解決の見込みがないと認めるときは、調停を打ち切ることができる。

2 委員会は、前項の規定により調停を打ち切ったときは、

その旨を関係当事者に通知しなければならない。

(時効の中断)

第 24 条 前条第 1 項の規定により調停が打ち切られた場合において、当該調停の申請をした者が同条第 2 項の通知を受けた日から 30 日以内に調停の目的となった請求について訴えを提起したときは、時効の中断に関しては、調停の申請の時に、訴えの提起があったものとみなす。

(訴訟手続きの中止)

第 25 条 第 18 条第 1 項に規定する紛争のうち民事上の紛争であるものについて関係当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由があり、かつ、関係当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、4 月以内の期間を定めて訴訟手続きを中止する旨の決定をすることができる。

一 当該紛争について、関係当事者間において調停が実施されていること。

二 前号に規定する場合のほか、関係当事者間に調停によって当該紛争の解決を図る旨の合意があること。

2 受訴裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。

3 第 1 項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第 1 項の決定を取り消す決定に対しては、不服を申し立てることができない。

(資料提供の要求等)

第 26 条 委員会は、当該委員会に係属している事件の解決のために必要があると認めるときは、関係行政庁に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

(厚生労働省令への委任)

第 27 条 この節に定めるもののほか、調停の手續に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第 4 章 雑則

(調査等)

第 28 条 厚生労働大臣は、男性労働者および女性労働者のそれぞれの職業生活に関し必要な調査研究を実施するものとする。

2 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、関係行政機関

の長に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

3 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、都道府県知事から必要な調査報告を求めることができる。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第 29 条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

2 前項に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(公表)

第 30 条 厚生労働大臣は、第 5 条から第 7 条まで、第 9 条第 1 項から第 3 項まで、第 11 条第 1 項、第 12 条及び第 13 条第 1 項の規定に違反している事業主に対し、前条第 1 項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(船員に関する特例)

第 31 条 船員職業安定法(昭和 23 年法律第 130 号)第 6 条第 1 項に規定する船員及び同項に規定する船員になろうとする者に関しては、第 4 条第 1 項並びに同条第 4 項及び第 5 項(同条第 6 項、第 10 条第 2 項、第 11 条第 3 項及び第 13 条第 3 項において準用する場合を含む。)第 10 条第 1 項、第 11 条第 2 項、第 13 条第 2 項並びに前 3 条中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第 4 条第 4 項(同条第 6 項、第 10 条第 2 項、第 11 条第 3 項及び第 13 条第 3 項において準用する場合を含む。)中「労働政策審議会」とあるのは「交通政策審議会」と、第 6 条第二号、第 7 条、第 9 条第 3 項、第 12 条及び第 29 条第 2 項中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、第 9 条第 3 項中「労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)第 65 条第 1 項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第 2 項の規定による休業をしたこと」とあるのは「船員法(昭和 22 年法律第 100 号)第 87 条第 1 項又は第 2 項の規定によって作業に従事しなかったこと」と、第 17 条第 1 項、第 18 条第 1 項及び第 29 条第 2 項

中「都道府県労働局長」とあるのは「地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）と、第 18 条第 1 項中「第 6 条第 1 項の紛争調整委員会（以下「委員会」という。）とあるのは「第 21 条第 3 項のあっせん員候補者名簿に記載されている者のうちから指名する調停員」とする。

2 前項の規定により読み替えられた第 18 条第 1 項の規定により指名を受けて調停員が行う調停については、第 19 条から第 27 条までの規定は、適用しない。

3 前項の調停の事務は、3 人の調停員で構成する合議体で取り扱う。

4 調停員は、破産手続開始の決定を受け、又は禁錮以上の刑に処せられたときは、その地位を失う。

5 第 20 条から第 27 条までの規定は、第 2 項の調停について準用する。この場合において、第 20 条から第 23 条まで及び第 26 条中「委員会」とあるのは「調停員は」と、第 21 条中「当該委員会が置かれる都道府県労働局」とあるのは「当該調停員を指名した地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）が置かれる地方運輸局（運輸監理部を含む。）」と、第 26 条中「当該委員会に係属している」とあるのは「当該調停員が取り扱っている」と、第 27 条中「この節」とあるのは「第 31 条第 3 項から第 5 項まで」と、「調停」とあるのは「合議体及び調停」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と読み替えるものとする。

（適用除外）

第 32 条 第 2 章第 1 節及び第 3 節、前章、第 29 条並びに第 30 条の規定は、国家公務員及び地方公務員に、第 2 章第 2 節の規定は、一般職の国家公務員（行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和 23 年法律第 257 号）第 2 条第二号の職員を除く。）、裁判所職員臨時措置法（昭和 26 年法律第 299 号）の適用を受ける裁判所職員、国会職員法（昭和 22 年法律第 85 号）の適用を受ける国会職員及び自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 2 条第 5 項に規定する隊員に関しては適用しない。

第 5 章 罰則

第 33 条 第 29 条第 1 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20 万円以下の過料に処する。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
(平成13年4月13日法律第31号)

最終改正：平成26年4月23日号外法律第28号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害でもあるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

(定義)

- 第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。
- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」

には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等
(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすように努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、

被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五号及び第八号の3において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談

支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定より通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第8条の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適正かつ迅速な処理）

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

（保護命令）

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者に生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命

又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第18条第1項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身边につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を

催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、そ

の生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時の事情

三 第10条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配

偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

四 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条の2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相

談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原

因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第10条第1項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第10条第1項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第一号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第6項の規定は、第10条第1項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第 15 条第 3 項及び前条第 7 項の規定は、前 2 項の場合について準用する。

(第 10 条第 1 項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第 18 条 第 10 条第 1 項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して 2 月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第 12 条の規定の適用については、同条第 1 項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第 18 条第 1 項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第 18 条第 1 項本文の事情」と、同条第 2 項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第 18 条第 1 項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第 19 条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第 20 条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行

うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第 12 条第 2 項(第 18 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第 21 条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成 8 年法律第 109 号)の規定を準用する。(最高裁判所規則)

第 22 条 この法律の定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第 5 章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第 23 条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第 24 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第 25 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第 26 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第 27 条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第 3 条第 3 項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第 3 条第 3 項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第 4 項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第 4 条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第 5 条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第 4 条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第 28 条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第 1 項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その 10 分の 5 を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の 10 分の 5 以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第 1 項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第 2 項の規定により支弁した費用

第 5 章の 2 補則

(この法律の準用)

第 28 条の 2 第 2 条及び第 1 章の 2 から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を含み、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受け

る身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 2 条	被害者	被害者(第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第 6 条第 1 項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第 10 条第 1 項から第 4 項まで、第 11 条第 2 項第二号、第 12 条第 1 項第一号から第四号まで及び第 18 条第 1 項	配偶者	第 28 条の 2 に規定する関係にある相手
第 10 条第 1 項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第 28 条の 2 に規定する関係を解消した場合

第 6 章 罰則

第 29 条 保護命令(前条において読み替えて準用する第 10 条第 1 項から第 4 項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、1 年以下の懲役または 100 万円以下の罰金に処する。

第 30 条 第 12 条第 1 項(第 18 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第 28 条の 2 において読み替えて準用する第 12 条第 1 項(第 28 条の 2 にお

いて準用する第 18 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10 万円以下の過料に処する。

附 則 (省略)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
(平成27年9月4日号外法律第64号)

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭

生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の

推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。
(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本

方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画

（一般事業主行動計画の策定等）

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、

管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認

定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第20条第1項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等と同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- 一 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第12条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和22年法律第141号)第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に

関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第3項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第48条の3、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の2の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第36条第2項及び第42条の2の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の2中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第12条第4項

の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第13条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第14条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第15条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はこれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に

占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第16条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

- 2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第17条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければなら

ない。

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第18条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は該当事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第19条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第20条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役員又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよ

うに努めるものとする。

(啓発活動)

第 21 条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第 22 条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第 23 条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第 18 条第 1 項の規定により国が講ずる措置及び同条第 2 項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第 18 条第 3 項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前 2 項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとも

に、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第 24 条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第 25 条 前 2 条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第 5 章 雑則

(報告の徴収並びに助言、及び勧告)

第 26 条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第 8 条第 1 項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第 27 条 第 8 条から第 12 条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第 28 条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第 6 章 罰則

第 29 条 第 12 条第 5 項において準用する職業安定法第 41 条第 2 項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 30 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 18 条第 4 項の規定に違反した者
- 二 第 24 条の規定に違反した者

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- 一 第12条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第12条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第12条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第10条第2項の規定に違反した者
- 二 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第29条、第31条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第34条 第26条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則（省略）

大網白里市男女共同参画計画

発行年月 平成28年3月

発行 大網白里市

編集 大網白里市地域づくり課

〒299-3292 大網白里市大網115番地2

Tel 0475-70-0342

Fax 0475-72-8454